

令和 8 年 5 月 2 9 日

保護者 様
地域の皆様

さいたま市教育委員会
さいたま市立与野西北小学校長

気象警報の発表に伴うさいたま市立学校の一斉臨時休業の
基準について(お知らせ)

日頃から本校の教育活動について、御理解と御協力をいただきありがとうございます。
気象庁より、令和8年5月28日(木)から新たな防災気象情報の運用を開始する旨の
発表がありました。

つきましては、これに伴い、さいたま市立学校における一斉臨時休業の基準について、
下記のとおり変更いたします。内容を御確認いただき、今後の対応に御留意くださいます
ようお願いいたします。

記

1 一斉臨時休業の基準

対象とする気象警報		判断基準及び対応
熊谷地方気象台 が発表する本市 域を対象とした 気象警報のうち 右に該当するも の	<警戒レベル5相当> 特別警報 (大雨・氾濫・暴風・ 暴風雪・大雪)	<u>午前6時</u> の時点で ・左の気象警報の1つ以上が発表継続 中の場合 又は ・午前9時までに左の気象警報級の現 象となる予想が示されている場合、 その日を一斉臨時休業とする。
	<警戒レベル4相当> 危険警報 (大雨・氾濫)	
	<警戒レベル3相当> 警報 (暴風・暴風雪)	

2 一斉臨時休業を行う場合の連絡方法

- (1) 午前6時時点で上記判断基準に該当している場合、教育委員会から速やかに学校
安心メール全登録者へ、連絡メールを配信します。
- (2) 学校安心メールに登録されていない保護者の方には、学校から連絡いたします。
- (3) その他、必要に応じて、学校から学校安心メール等で情報をお伝えいたします。

3 その他

- (1) 一斉臨時休業を決定した後、当日天候が回復しても、学校施設や通学路の安全確
認等が必要であることを踏まえ、登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいた
しません。
- (2) 上記判断基準に該当しない場合においても、校区内の状況等により、児童生徒の
安全確保のため、校長判断で「臨時休業」「登校を遅らせる」等の対応をとることが
あります。
- (3) 市立高等学校については、通学範囲が広域であるため、各学校で判断します。

担当 教頭
電話 853-0109

〈一斉臨時休業の基準についての問い合わせ〉
さいたま市教育委員会 健康教育課
電話 829-1679